

医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書について（要旨）

現在、政府においては、社会保障・税の分野において共通に用いられる番号体系及びそのための情報連携の基盤のあり方が議論されており、昨年とりまとめられた「社会保障・税番号大綱」に基づき、通称マイナンバー法案が国会に提出されている。

医療・介護等の分野は、年金分野における基礎年金番号のようなその分野のみで使われる統一した番号を有しておらず、今回のマイナンバーについても社会保障・税の法定事務において限定的に利用することが想定され、医療機関等や大学等研究機関が利活用することができない整理となっている。そのような状況の中で、なぜ、医療・介護等の分野については独自に個別法を作り、対応することが求められているのであろうか。

ひとつには、医療・介護等の分野においては、多数の多種多様な機関の間での情報共有が必要であるということだ。大きな病院から診療所まで、薬局、介護事業者、訪問看護事業者など、国民に直接サービスを提供する機関から保険組合まで、数多い、また、多様な機関があり、国民ひとりひとりの健康を守り、向上させるためには、それら機関の間での情報共有を図ることが国民にとってのメリットとなる。したがって、行政機関内部の情報のやりとりが想定されるシステムとは大きくその性質が異なる。特に、世界にも例のない少子高齢化が進展する我が国において、今後とも皆保険制度を堅持し、質の高い医療・介護サービス等を確保していくためには、この分野における本人や関係者の情報活用に資するICT化・ネットワーク化の基盤整備は極めて重要であり、「社会保障・税番号大綱」にも例示されたとおり、医療・介護等のサービスの質の向上等に活用できる番号制度を導入する必要がある。

ふたつには、情報の機微性からくる情報保護と情報共有のバランスをとるという、医療・介護等分野に特徴的な課題がある。医療・介護等の分野で取り扱われる情報は生命・身体・健康等にかかわる機微性の高い情報が多く、その保護には厳格な取扱いを確保する必要性も高い分野となっている。それとともに、機微性が高いからと言って情報共有を最小限度にすることは、必ずしも国民のメリットとならない。実際、医療現場を例にとれば、ほとんどの患者は、自分の病気等を治す可能性を高めるためには、特定の医療機関の特定の医師が知り得た医療情報が、一定の信頼の範囲の中で、他の専門家と共有されることを歓迎するであろう。こうした医療・介護等の分野の特性を踏まえ、番号、保護措置などの法整備を含めた環境整備の検討が求められている。

みつには、医療・介護等の分野では、個益（患者等の個人が受けるメリット）と公益（患者等の本人のみならず、その家族、同世代や将来の世代の一般国民が受けるメリット）が密接に関連しているということがある。特に医療は、医師と患者の信頼関係に基づいて行われることが基本であり、患者は、最適な治療を受けることを期待して自らの健康等に関する情報を医師に伝え、医師は患者の期待に応えるため最善を尽くすものである。この信頼関係の下で、医師等の医療専門職がそれぞれの役割分担に応じて、情報を共有しながら協働して患者の要望に応じていくことが期待されている。また、そうして行われた治療の結果の積み重ねが、医学の向上という公益目的に用いられ、医療の質の向上がもたらされる。こうした医療情報の特性は、税や所得などの情報とは異なるものであり、治療や医学の向上のための活用については、患者自身も期待しているものであると考えられる。医療分野における情報連携は、そうした患者・専門職間の信頼関係や、個益と公益の循環といった特性を踏まえて行われる必要があり、そこで扱われる情報は各機関ごとに責任持って分散管理されることを基本とし、また患者のプライバシーへの十分な配慮を前提として、患者の医療等のため、また公益目的のため必要な範囲で共有され、活用されるべきものである。医療等分野における情報連携基盤は、以上のような基本認識のもとに設計と運営がなされなければならない。

本検討会は、このような課題に応えるため、平成24年4月以降、9回にわたり検討を行い、その結果を本報告書として取りまとめた。政府には、本報告書を基に、具体的な制度設計に向けて更なる検討を進めることを求めたい。

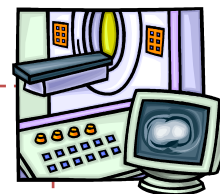
医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会座長 樋口 範雄
社会保障分野サブワーキンググループ座長 金子 郁容

医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書（要旨）

「社会保障分野サブワーキンググループ」と「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」との合同開催で、今年4月から検討を開始し、9回にわたり検討を行った。今後、関係者のご意見等を踏まえて、残された論点について、さらに検討を進める必要がある。

I. 医療等分野での情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方

- 行政機関等の法定事務での利用を想定する「マイナンバー法案」とは別に、医療・介護等の分野では独自に個別法を作り、対応することとされた。
- 医療・介護等の分野は、関係機関間での地域連携や医学の進歩等のために情報を利活用する必要性が高い反面、
取り扱う情報には生命・身体・健康等にかかわる機微性の高いものも多く、厳格な取扱いを確保する必要がある。
- これらの特性を踏まえ、番号、保護措置などの法整備を含めた環境整備の検討が求められている。



<検討事項>

- ① 本人の情報を識別するため医療等の分野のみで用いられる番号（医療等ID（仮称））のあり方
- ② 医療等分野の異なる機関間で、情報の共有・連携を安全かつ効率的に行うための仕組みの導入
- ③ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第6条に基づく格別の措置としての利用と保護のルールを整備

II. 医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項について

国民が自らの情報の取扱いについて安心でき、かつ医療等情報の取扱者が情報の利活用に萎縮しないようにするため、以下の検討を進める。

<主な検討事項>

- 情報の取得・活用での目的明示・本人同意のあり方
- 情報の保管時、委託時等における安全管理措置
- 国民の信頼・安心を確保し、情報の取扱者が萎縮しないための罰則のあり方
- 主務大臣・第三者機関の関与の仕組み
- 医療等に関する個人情報の範囲
- 死者の情報の取扱い
- 安全に匿名化等された情報の取扱い
- 小規模事業者に従事する者への適用
- 医療等の個人情報を取り扱う主体に共通するルール
- 適用除外に関する考え方

III. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。

※政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。

- 残された論点は多く、特に医療等ID（仮称）と医療等中継DB（仮称）は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、
具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。

また医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。